

決算整理事項の確認と決算書の作成の仕方

＊ 決算整理後合計残高試算表と精算表

テキスト p.36

勘定科目	決算整理前 合計残高資産表		決算整理		決算整理後 合計残高資産表		損益計算書		貸借対照表	
	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方
現金	3,000				3,000					
普通預金	3,000				3,000					
車両運搬具	1,000			100	900					
事業主貸	1,000				1,000					
事業主借		1,000				1,000				
元入金		3,000				3,000				
売上		7,000				7,000				
自家消費		1,000				1,000				
雑収入		1,000				1,000				
仕入	1,000				1,000					
租税公課	500				500					
水道光熱費	500				500					
通信費	500				500					
接待交際費	500				500					
損害保険料	500				500					
消耗品費	500				500					
減価償却費			100		100					
雑費	500				500					
専従者給与 (当期利益)	500				500					
合計	13,000	13,000	100	100	13,000	13,000				

決算整理事項の確認と決算書の作成の仕方

＊ 決算整理後合計残高試算表と精算表

テキスト p.36

勘定科目	決算整理前 合計残高資産表		決算整理		決算整理後 合計残高資産表		損益計算書		貸借対照表	
	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方
現金	3,000				3,000					
普通預金	3,000				3,000					
車両運搬具	1,000			100	900					
事業主貸	1,000				1,000					
事業主借		1,000				1,000				
元入金		3,000				3,000				
売上		7,000				7,000		7,000		
自家消費		1,000				1,000		1,000		
雑収入		1,000				1,000		1,000		
仕入	1,000				1,000		1,000			
租税公課	500				500		500			
水道光熱費	500				500		500			
通信費	500				500		500			
接待交際費	500				500		500			
損害保険料	500				500		500			
消耗品費	500				500		500			
減価償却費			100		100		100			
雑費	500				500		500			
専従者給与	500				500		500			
(当期利益)							3,900			
合計	13,000	13,000	100	100	13,000	13,000	9,000	9,000		



決算整理事項の確認と決算書の作成の仕方

* 決算整理後合計残高試算表と精算表

テキスト p.36

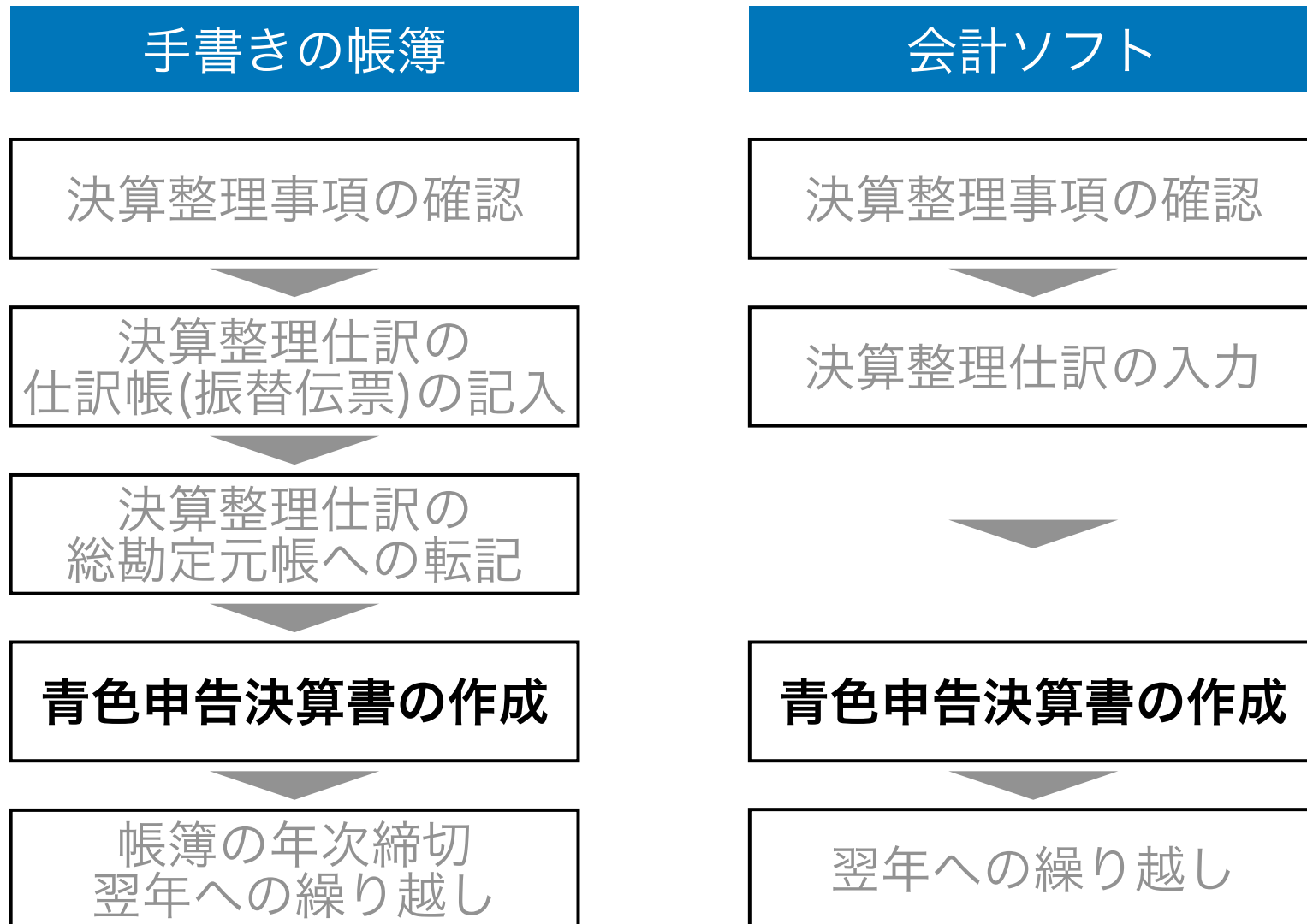
勘定科目	決算整理前 合計残高資産表		決算整理		決算整理後 合計残高資産表		損益計算書		貸借対照表	
	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方	借方	貸方
現金	3,000				3,000				3,000	
普通預金	3,000				3,000				3,000	
車両運搬具	1,000			100	900				900	
事業主貸	1,000				1,000				1,000	
事業主借		1,000				1,000				1,000
元入金		3,000				3,000				3,000
売上		7,000				7,000	7,000			
自家消費		1,000				1,000		1,000		
雑収入		1,000				1,000		1,000		
仕入	1,000				1,000		1,000			
租税公課	500				500		500			
水道光熱費	500				500		500			
通信費	500				500		500			
接待交際費	500				500		500			
損害保険料	500				500		500			
消耗品費	500				500		500			
減価償却費			100		100		100			
雑費	500				500		500			
専従者給与	500				500		500			
(当期利益)							3,900			3,900
合計	13,000	13,000	100	100	13,000	13,000	9,000	9,000	7,900	7,900

会計ソフトの場合
自動計算

決算整理事項の確認と決算書の作成の仕方

* 決算の流れ

テキスト p.12



決算整理事項の確認と決算書の作成の仕方

* 青色申告決算書の作成

テキスト p.37

決算整理後合計残高試算表をもとに、
青色申告決算書の損益計算書(1面) と貸借対照表(4面)に金額を
記入

決算整理事項の確認と決算書の作成の仕方

* 青色申告決算書の作成

決算整理後合計残高試算表をもとに

ツカエル青色申告 21【体験版】 - 青色決算説明会 令和 3年分 - [かんたん取引帳]

決算準備	決算処理
<p>決算整理仕訳の入力など</p> <ul style="list-style-type: none">振替伝票仕訳日記帳	<p>決算書の作成</p> <ul style="list-style-type: none">かんたん決算アシスト青色申告決算書作成
<p>その他の準備作業</p> <ul style="list-style-type: none">家事関連費按分固定資産管理	<p>消費税申告書の作成</p> <ul style="list-style-type: none">消費税申告書作成消費税申告書資料還付申告の明細書 <p>印刷の一括処理</p> <ul style="list-style-type: none">かんたん印刷
<p>決算関連の設定</p> <ul style="list-style-type: none">青色申告決算書項目設定青色申告決算書集計設定消費税集計設定固定資産初期設定	<p>所得税確定申告書の作成</p> <ul style="list-style-type: none">確定申告書の作成 <p>マイナンバー設定</p> <ul style="list-style-type: none">マイナンバー運用設定

決算整理事項の確認と決算書の作成の仕方

* 青色申告決算書の作成

決算整理後合計残高試算表をもとに

ツカエル青色申告 21【体験版】 - 青色決算説明会 令和 3年分 - [かんたん取引帳]

決算準備 決算処理

青色申告決算書作成

決算書項目	決算書項目
事業主	損益計算書の項目
事業所	青色申告特別控除額を設定します。
依頼税理士等	<input checked="" type="checkbox"/> 55万円又は65万円の青色申告特別控除を受ける 控除額を計算する
申告日付	<input type="radio"/> 55万円控除 <input checked="" type="radio"/> 65万円控除
給料賃金の内訳	※65万円の控除を受けるためには下記のいずれかの要件を満たしている必要があります。
専従者給与の内訳	・ e-Taxを利用して、申告書及び青色申告決算書を提出する。
貸倒引当金繰入額の計算	・ 電子帳簿保存法の申請を行い、帳簿の記帳・保存を行っている。
利子割引料の内訳	
税理士等の報酬等の内訳	
地代家賃の内訳	
本年中における特殊事情	

	控除前所得金額	青色申告特別控除額
不動産所得	<input type="text"/>	
事業所得: 一般	1,135,700	650,000 <input type="text"/>
		650,000

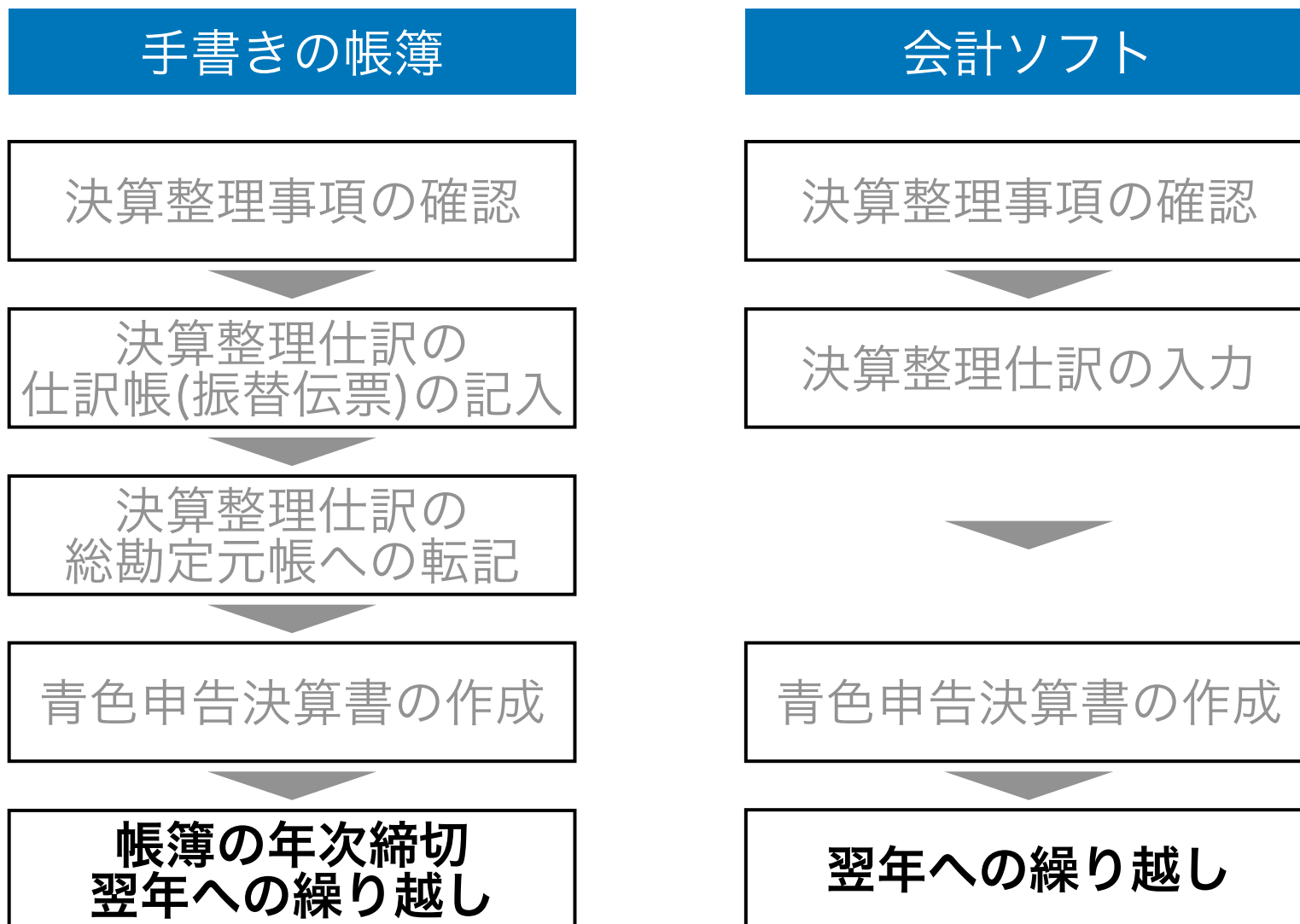
※青色申告特別控除額は、まず不動産所得の金額から控除し、残った金額を事業所得の金額から控除します。

固定資産初期設定 作成 運用設定

決算整理事項の確認と決算書の作成の仕方

* 決算の流れ

テキスト p.12



決算整理事項の確認と決算書の作成の仕方

* 翌年への繰り越し

テキスト p.37

すべての決算整理仕訳の記入と転記後、
収入と経費の勘定科目の残高を 損益勘定に振り替え、
損益勘定の差引金額と事業主貸と事業主借の残高を
元入金に振り替える

この作業により元入金の残高は翌年の期首元入金の金額になる
帳簿は、締め切りと繰り越しを行う

勘定科目毎に締め切りを行い、期末の残高を翌年に繰り越す

総勘定元帳

現金

R3年 月日	相手科目	摘要	借方	貸方	差引残高
12 31				356,000	0
		年計	24,563,350	24,563,350	
1 1	前年より繰越		356,000		356,000

決算整理事項の確認と決算書の作成の仕方

* 翌年への繰り越し

ツカエル青色申告 21【体験版】 - 青色決算説明会 令和 3年分

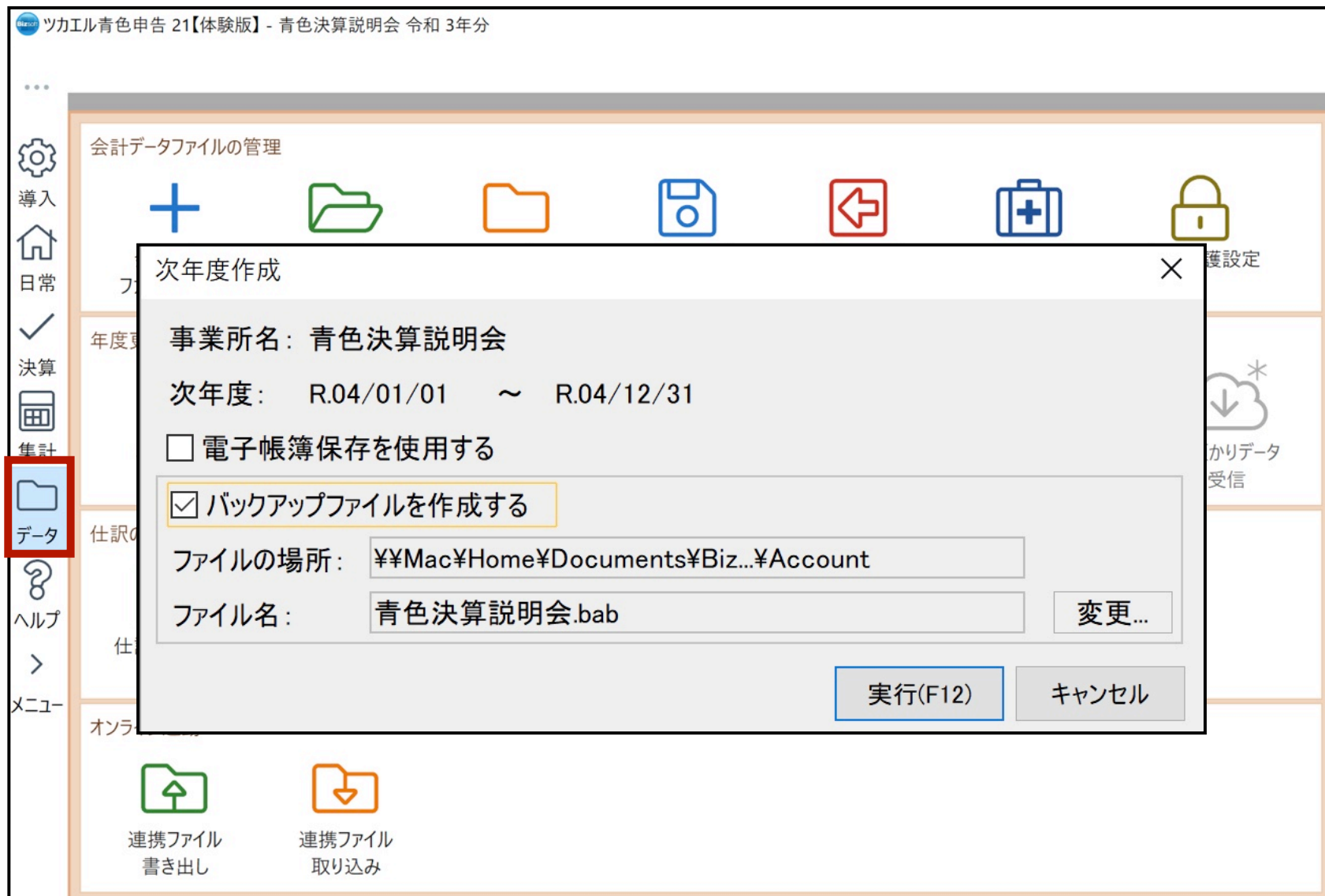
The interface is organized into several functional sections:

- 会計データファイルの管理 (Accounting Data File Management):** Includes icons for creating accounting data files, selecting accounting data files, confirming accounting data folders, creating backup files, restoring backup files, data maintenance, and data protection settings.
- 年度更新・年度切り替え (Annual Update/Year Change):** Contains icons for year change, **次年度作成 (Next Year Preparation)** (highlighted with a red box), and over-year division.
- ツール (Tools):** Includes icons for bank statement extraction, related file management, and pre-estimated data settings/receipt.
- 仕訳の書き出し・取り込み (Posting Output/Input):** Includes icons for posting output, posting input, posting history, and matching lists for categories, departments, and tax districts.
- オンライン連動 (Online Synchronization):** Includes icons for mobile file output and mobile file input.

On the left sidebar, the 'データ' (Data) menu item is highlighted with a red box.

決算整理事項の確認と決算書の作成の仕方

* 翌年への繰り越し



決算整理事項の確認と決算書の作成の仕方

* 翌年への繰り越し

ツカエル青色申告 21【体験版】 - 青色決算説明会 令和 3年分

メニュー

ファイル(F) > 新規作成(N)... Ctrl+N
編集(E) > かんたんスタート(T)...
表示(V) > 開く(O)... Ctrl+O
帳簿・伝票(C) > データフォルダの確認(F)...
集計(S) > データファイルを閉じる(C)
決算・申告(K) > 印刷(P)... Ctrl+P
設定(L) > エクスポート(E)..
ツール(T) > ...

「ツカエル青色申告」を終了させてください

データ

終了(X)

導入
日常
決算
集計
データ
ヘルプ
メニュー

連携ファイル
書き出し
取り込み

決算整理事項の確認と決算書の作成の仕方

* 誤りやすい仕訳事例

テキスト p.46

キャッシュレス決済

利用金額を後日支払うクレジットカードなど

例) 経費の支払いに事業用のクレジットカードを使った

消耗品購入6,000円の支払いに事業用のクレジットカードを使った

借方科目	金額	貸方科目	金額
消耗品費	6,000	未払金	6,000

例) 事業用クレジットカードの請求額が事業用口座から引き落とされた

クレジットカードの請求額28,000円が普通口座から引き落とされた

借方科目	金額	貸方科目	金額
未払金	28,000	普通預金	28,000

決算整理事項の確認と決算書の作成の仕方

* 誤りやすい仕訳事例

テキスト p.46

キャッシュレス決済

利用金額を後日支払うクレジットカードなど

例) 経費の支払いに**家計用**のクレジットカードを使った

消耗品購入6,000円の支払いに家計用のクレジットカードを使った

借方科目	金額	貸方科目	金額
消耗品費	6,000	事業主借	6,000

例) **家計用**クレジットカードの請求額が**家計用**口座から引き落とされた

クレジットカードの請求額28,000円が普通口座から引き落とされた

借方科目	金額	貸方科目	金額
—	—	—	—

利用金額の支払いは家計用の預貯金からになるので仕分けは不要

決算整理事項の確認と決算書の作成の仕方

* 誤りやすい仕訳事例

テキスト pp.46-47

キャッシュレス決済

利用金額を前払いするプリペイドカード（Suica、WAONなど）

例) 事業用のプリペイドカードに入金（チャージ）した

事業用のSuicaに現金10,000円をチャージした

借方科目	金額	貸方科目	金額
前払金	10,000	現金	10,000

例) 旅費交通費を事業用のプリペイドカードで支払った

事業用のSuicaで事業の旅費360円を支払った

借方科目	金額	貸方科目	金額
旅費交通費	360	前払金	360

決算整理事項の確認と決算書の作成の仕方

* 誤りやすい仕訳事例

テキスト pp.46-47

キャッシュレス決済

利用金額を前払いするプリペイドカード（Suica、WAONなど）

例) 消耗品費を家計用のプリペイドカードで支払った

家計用のWAONで事業用の消耗品1,100円を支払った

借方科目	金額	貸方科目	金額
消耗品費	1,100	事業主借	1,100

例) 家計用のプリペイドカードに入金（チャージ）した

家計用のSuicaに現金10,000円をチャージした

借方科目	金額	貸方科目	金額
—	—	—	—

家計用のプリペイドカードへの入金仕分けは不要

決算整理事項の確認と決算書の作成の仕方

参考

* 誤りやすい仕訳事例

キャッシュレス決済

ジョブカン会計 例題テキスト pp.11-14

「ジョブカン会計 例題テキスト」でもキャッシュレス決済関係の記載があるので余裕がある方は以下を参考にしてください。

7.1 キャッシュレス決済（チャージ型） p.11

7.2 キャッシュレス決済（後払い型） p.12

7.3 キャッシュレス決済（後払い型・固定資産購入） p.13

7.4 キャッシュレス決済（即時決済型） p.14

決算整理事項の確認と決算書の作成の仕方

* 誤りやすい仕訳事例

テキスト pp.47-48

1 年を超える経費の支払い

損害保険料など1年を超える分の経費を支払った場合は、その年に対応する部分のみがその年の経費になる。損害保険料の場合は翌年以降の分は前払保険料とし、2年目以降で前払保険料から損害保険料にその年分を振り替える。

例) 3年分の損害保険料の支払い

事業用の損害保険料3年分72,000円（本年分24,000円）を現金一括で支払った

借方科目	金額	貸方科目	金額
損害保険料	24,000	現金	72,000
前払保険料	48,000		

例) 前払保険料の振り替え(2年目以降)

前払保険料48,000円のうち本年分24,000円を本年の保険料とした

借方科目	金額	貸方科目	金額
損害保険料	24,000	前払保険料	24,000

決算整理事項の確認と決算書の作成の仕方

* 誤りやすい仕訳事例

テキスト pp.19-20

報酬から引かれた源泉所得税

例) 今月分の報酬金額が確定した

役務の提供が完了して当月分の報酬金額50,000円が確定した

借方科目	金額	貸方科目	金額
売掛金	50,000	売上	50,000

例) 源泉徴収された報酬を受け取った

報酬50,000円から源泉徴収税額5,105円が差し引かれ、普通預金に44,895円が振り込まれた

借方科目	金額	貸方科目	金額
普通預金	44,895	売掛金	50,000
事業主貸	5,105		

参考「仮払源泉所得税等」勘定を使用した経理方法

弊所HP→お役立ち情報→天引きされた源泉所得税の経理方法

<http://k-sasaki.sakura.ne.jp/id/id-43.html>

決算整理事項の確認と決算書の作成の仕方

参考

* 誤りやすい仕訳事例

報酬から引かれた源泉所得税

ジョブカン会計 例題テキスト p.20

「ジョブカン会計 例題テキスト」でも源泉徴収される売上の入金に係る記載があるので余裕がある方は以下を参考にしてください。

10 源泉徴収をされる売上の入金 p.20

決算整理事項の確認と決算書の作成の仕方

* 誤りやすい仕訳事例

テキスト p.49

自動車の取得

自動車の取得に係る支出項目は次のように扱います。

取得までにかかる一時的な支出

車両運搬具に計上する取得価額

ex.車両価格、納車費用などの販売諸費用、自動車取得税などの税金

定期的に発生する経費

その年のそれぞれに対応する経費の項目

ex.自動車税は租税公課、自賠責保険料は損害保険料、検査登録料やリサイクル料金の資金管理部分は支払手数料、割賦手数料は利子割引料

その効果が長期にわたる支出

それぞれに対応する資産の項目

ex.リサイクル料金の預託金部分はリサイクル預託金、自動車保険などの保険料の翌年以降の部分は前払保険料

決算整理事項の確認と決算書の作成の仕方

* 誤りやすい仕訳事例

テキスト p.50

自動車の取得

例) 事業用の自動車の取得

次の自動車（事業専用割合100%）を購入し頭金を除いた残額を分割払いで支払うことにした

本体価格（付随費用含む）	3,000,000円	支払条件	
その年分の税金	300,000円	頭金（現金払い）	522,000円
その年分の保険料	100,000円	分割払い元本残金	
登録代行手数料など	12,000円		2,900,000円
リサイクル預託金	10,000円		

借方科目	金額	貸方科目	金額
車両運搬具	3,000,000	現金	522,000
租税公課	300,000	未払金	2,900,000
損害保険料	100,000		
支払手数料	12,000		
リサイクル預託金	10,000		

決算整理事項の確認と決算書の作成の仕方

* 誤りやすい仕訳事例

テキスト p.50

自動車の取得

例) 分割払いの返済（未払金に元本のみ計上している場合）

普通預金から割賦返済金100,000円が引き落とされた
返済予定表から元金分を95,000円、割賦手数料分5,000円を利子割引料とした

借方科目	金額	貸方科目	金額
未払金	95,000	普通預金	100,000
利子割引料	5,000		

決算整理事項の確認と決算書の作成の仕方

* 誤りやすい仕訳事例

テキスト p.51

自動車の取得

例) 自動車の売却

車両運搬具（減価償却は前年までに終了、帳簿価格1円、事業専用割合100%）をリサイクル預託金10,000円とあわせて50,000円で売却し、現金50,000円を受け取った ※固定資産売却益39,999円は事業主借

借方科目	金額	貸方科目	金額
現金	50,000	車両運搬具	1
		リサイクル預託金	10,000
		事業主借	39,999

固定資産の帳簿価格と売却額との差額は固定資産売却益のときは事業主借
固定資産売却損のときは事業主貸とし、所得税の申告書に譲渡所得として
記載する

売却せずに廃棄するときは、固定資産除却損として計上

決算整理事項の確認と決算書の作成の仕方

* 帳簿と帳票の保存義務と保存期間

テキスト p.17

総勘定元帳と領収書などは7年間、請求書や納品書などは、5年間保存することが定められています。

帳簿等は税務調査があった場合、皆さん自身を守る手段でもあります。必ず保存しましょう。

区分	保存が必要なもの	保存期間
帳簿	仕訳帳、総勘定元帳など	7年
決算関係書類	青色申告決算書、棚卸帳など	
現金預金関係書類	領収書、預金通帳、小切手帳、借用書など ※消費税本則事業者 課税仕入れ等の事実を記載した帳簿、請求書等	
その他の書類	納品書、請求書、契約書、領収書控えなど	5年

消費税

* 一般課税と簡易課税

テキスト p.58

一般課税

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{売上げ等に課税された消費税額} \\ \text{(受け取った消費税額)} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{c} \text{仕入れ等に課税された消費税額} \\ \text{(支払った消費税額)} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{納付する} \\ \text{消費税額} \end{array}}$$

一般課税とは、課税売上高と課税仕入れなどの両方の消費税額を計算して、納付する消費税額を計算する仕組み

簡易課税

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{売上げ等に課税された消費税額} \\ \text{(受け取った消費税額)} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{c} \text{売上げ等に課税された消費税額} \\ \text{(受け取った消費税額)} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{みなし} \\ \text{仕入れ率} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{納付する} \\ \text{消費税額} \end{array}}$$

簡易課税とは、事業区分別のみなし仕入れ率を使って、課税売上高に対する消費税額を基に納付する消費税額を計算する簡便な仕組み

消費税

* 一般課税と簡易課税

テキスト p.59

簡易課税制度の事業区分とみなし仕入率

事業区分 (みなし仕入率)	主な事業内容
第1種事業 (90%)	卸売業 ・購入した商品とその性質、形状を変更しないで他の事業者販売する事業
第2種事業 (80%)	小売業（製造小売業を除く）、農業・林業・漁業のうち軽減税率が適用される飲食料品の譲渡の部分 ・購入した商品とその性質、形状を変更しないで他の事業者販売する事業
第3種事業 (70%)	農業・林業・漁業（第2種事業に該当する飲食料品の譲渡部分を除く）、鉱業、建設業、製造業、製造小売業、電気業、ガス業、熱供給業および水道業 ・上記の内容であっても、第1種事業・第2種事業に該当するもの、加工賃などを受け取り役務を提供するものは除く
第4種事業 (60%)	第1種事業、第2種事業、第3種事業、第5種事業および第6種事業に該当しない事業 ・具体的には飲食業、加工賃などを受け取り役務を提供する事業、事業用固定資産の売却収入など
第5種事業 (50%)	運輸通信業、金融業、保険業およびサービス業（飲食業に該当する事業を除く）
第6種事業 (40%)	不動産業

消費税

* 一般課税と簡易課税

テキスト pp.57-59

一般課税

or

簡易課税

ほとんどのケースで、簡易課税が有利
簡易課税を選択するには、前年の年末までに届出書の提出が必要

**売上げが1,000万円を超えたら、翌々年の申告に備えて、
簡易課税が有利かどうかご自身の決算内容を使って
必ずシミュレーションをしてみてください。**

インボイス制度については後半の部で説明予定！

指導機関

* お勧めできる指導機関

一般社団法人東村山青色申告会 042-394-4523

東村山市商工会 042-394-0511

西東京市商工会 042-461-4573(田無事務所)

042-424-3600(保谷事務所)

小平市商工会 042-344-2311

東久留米市商工会 042-471-7577

清瀬市商工会 042-491-6648

東京税理士会東村山支部 042-394-7038

各税理士事務所のHPを個別検索

指導機関

* 会費・利用料金

東村山青色申告会	月額会費1,600円 入会金 1,000円 ※免除期間中
各市商工会	月額会費1,000円 加入金 2,000円 ※東久留米市商工会の例
東京税理士会	各税理士事務所の報酬規定による ※H13年より完全自由化
freee	月1,298円～ ※標準機能有版 2,618円～
マネーフォワード	月1,078円～ ※標準機能有版 1,408円～
弥生の青色オンライン	年9,680円～ ※初年度無料,年払いのみ

Agenda

時間		説明内容
13:00-13:10	10分	あいさつと本日の講義内容の説明
13:10-14:20	70分	決算整理事項の確認と決算書の作成の仕方
14:20-14:30	10分	休憩
14:30-15:30	60分	確定申告書作成に係る注意事項の確認 e-Tax及び国税庁ホームページ(確定申告書等作成コーナー)の説明
15:30-16:00	30分	個別面談による記帳の確認と決算書及び収支内訳書の作成

Agenda

時間		説明内容
13:00-13:10	10分	あいさつと本日の講義内容の説明
13:10-14:20	70分	決算整理事項の確認と決算書の作成の仕方
14:20-14:30	10分	休憩
14:30-15:30	60分	確定申告書作成に係る注意事項の確認
		e-Tax及び国税庁ホームページ(確定申告書等作成コーナー)の説明
15:30-16:00	30分	個別面談による記帳の確認と決算書及び収支内訳書の作成

確定申告書作成に係る注意事項の確認

* 後半の使用教材

7. 適格請求書等保存方式の概要(免税事業者用)

8. e-Taxチラシ

9. 確定申告書の作成(例題) & 青色申告決算書

10. 所得税確定申告書B(上記例題の解答)

11. 確定申告書B用 令和3年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き

12. 令和4年度 所得税の改正のあらまし ※準備が間に合えば配布予定

確定申告書作成に係る注意事項の確認

＊ 令和4年分から適用される改正事項

「所得税基本通達の制定について」の一部改正について(法令解釈通達)

・ 雑所得の範囲の取扱いに関する所得税基本通達の解説

<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/shotoku/kaisei/221007/pdf/02.pdf>

(参考) 事業所得と業務に係る雑所得等の区分 (イメージ)

収入金額	記帳・帳簿書類の保存あり	記帳・帳簿書類の保存なし
300万円超	概ね事業所得 ^(注)	概ね業務にかかる雑所得
300万円以下		業務に係る雑所得 ※資産の譲渡は譲渡所得・その他雑所得

(注) 次のような場合には、事業と認められるかどうかを個別に判断することとなります。

- ① 例年(概ね3年程度の期間)、収入金額300万円以下で、主たる収入に対する割合が10%未満の場合
- ② その所得が例年(概ね3年程度の期間)赤字で、かつ、赤字を解消するための取組を実施していない場合

確定申告書作成に係る注意事項の確認

＊ 雑所得の範囲の取扱いに関する所得税基本通達の解説

(業務に係る雑所得の例示) 35-2

(注)事業所得と認められるかどうかは、その所得を得るための活動が、社会通念上事業と称するに至る程度で行っているかどうかで判定する。

なお、その所得に係る取引を記録した帳簿書類の保存がない場合(その所得に係る収入金額が300万円を超え、かつ、事業所得と認められる事実がある場合を除く。)には、業務に係る雑所得(資産(山林を除く。)の譲渡から生ずる所得については、譲渡所得又はその他雑所得)に該当することに留意する。

(参考) 事業所得と業務に係る雑所得等の区分 (イメージ)

収入金額	記帳・帳簿書類の保存あり	記帳・帳簿書類の保存なし
300万円超	概ね事業所得 (注)	概ね業務にかかる雑所得
300万円以下		業務に係る雑所得 ※資産の譲渡は譲渡所得・その他雑所得

(注) 次のような場合には、事業と認められるかどうかを個別に判断することとなります。

- ① その所得の収入金額が僅少と認められる場合
- ② その所得を得る活動に営利性が認められない場合

確定申告書作成に係る注意事項の確認

* 雑所得の範囲の取扱いに関する所得税基本通達の解説

(業務に係る雑所得の例示) 35-2

1 本通達は、業務に係る雑所得に該当する所得を例示するとともに、事業所得と認められるかどうかの判定についての考え方を明らかにしたもの

2 事業所得と業務に係る雑所得については、その所得を得るための活動の規模によって判定され、当該活動が事業的規模である場合には事業所得に、事業的規模でない場合には業務に係る雑所得に区分されるという関係にある

確定申告書作成に係る注意事項の確認

＊ 雑所得の範囲の取扱いに関する所得税基本通達の解説

3 本通達の(注)の前段では、「事業所得と認められるかどうかは、その所得を得るための活動が、社会通念上事業と称するに至る程度で行っているかどうかで判定する」という取扱いを明らかにしている

社会通念による判定

- ・ 「事業所得とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得」 最判昭和56年4月24日
- ・ 「いわゆる事業にあたるかどうかは、結局、一般社会通念によって決めるほかないが、これを決めるにあたっては営利性・有償性の有無、継続性・反復性の有無、自己の危険と計算における企画遂行性の有無、その取引に費した精神的あるいは肉体的労力の程度、人的・物的設備の有無、その取引の目的、その者の職歴・社会的地位・生活状況などの諸点が検討されるべきである」 東京地判昭和48年7月18日

したがって、その所得を得るための活動が事業に該当するかどうかについて、社会通念によって判定する場合には、上記判決に示された諸点を総合勘案して判定することとなる

確定申告書作成に係る注意事項の確認

＊ 雑所得の範囲の取扱いに関する所得税基本通達の解説

4 本通達の(注)の後段では、「その所得に係る取引を記録した帳簿書類の保存がない場合(その所得に係る収入金額が300万円を超え、かつ、事業所得と認められる事実がある場合を除く。)には、業務に係る雑所得(資産(山林を除く。)の譲渡から生ずる所得については、譲渡所得又はその他雑所得)に該当することに留意する。」としている

事業所得と業務に係る雑所得の区分については、上記の判例に基づき、社会通念で判定することが原則ですが、その所得に係る取引を帳簿書類に記録し、かつ、記録した帳簿書類を保存している場合には、その所得を得る活動について、一般的に、営利性、継続性、企画遂行性を有し、社会通念での判定において、事業所得に区分される場合が多いと考えられる

(注)その所得に係る取引を記録した帳簿書類を保存している場合であっても、次のような場合には、事業と認められるかどうかを個別に判断することとなる

確定申告書作成に係る注意事項の確認

＊ 雑所得の範囲の取扱いに関する所得税基本通達の解説

その所得に係る取引を記録した帳簿書類を保存している場合であっても、次のような場合には、事業と認められるかどうかを個別に判断することとなる

①その所得の収入金額が僅少と認められる場合

例えば、その所得の収入金額が、例年、300万円以下で主たる収入に対する割合が10%未滿の場合は、「僅少と認められる場合」に該当すると考えられる

※「例年」とは、概ね3年程度の期間をいう

②その所得を得る活動に営利性が認められない場合

その所得が例年赤字で、かつ、赤字を解消するための取組を実施していない場合は、「営利性が認められない場合」に該当すると考えられる

※「赤字を解消するための取組を実施していない」とは、収入を増加させるあるいは所得を黒字にするための営業活動等を実施していない場合をいう

確定申告書作成に係る注意事項の確認

＊ 雑所得の範囲の取扱いに関する所得税基本通達の解説

他方で、その所得に係る取引を帳簿に記録していない場合や記録していても保存していない場合には、一般的に、営利性、継続性、企画遂行性を有しているとは認め難く、また、事業所得者に義務付けられた記帳や帳簿書類の保存が行われていない点を考慮すると、社会通念での判定において、原則として、事業所得に区分されないものと考えられる

ただし、その所得を得るための活動が、収入金額 300 万円を超えるような規模で行っている場合には、帳簿書類の保存がない事実のみで、所得区分を判定せず、事業所得と認められる事実がある場合には、事業所得と取り扱うこととする